

平成29年度 就学援助の拡充(追加)について

千代田区内に住み、義務教育である小学校、中学校への就学に際し、経済的理由により援助が必要な方へ、給食費や学用品などの学校教育にかかる費用の一部を助成しています。

国の要保護児童生徒援助費補助金の見直しに合わせ、平成29年4月の新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の助成額を拡充することとしました。

1 拡充内容等

(1) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

新たに小学校、中学校に入学する児童が通常必要とする新入学に当たったの学用品・通学用品(ランドセル、カバン、制服、制帽等)に対する助成額の単価を、拡充します。

① 小学校 1 年生

24,370 円→**40,600 円(16,230 円増)**

② 中学校 1 年生

27,960 円→**47,400 円(19,440 円増)**

(2) 準要保護該当の基準の見直し

準要保護該当基準について、生活保護基準の適用年度を直近のものとし1.2 倍から 1.3 倍に見直します。

(3) 修学旅行への助成拡充

修学旅行の助成額9 万円を限度としていましたが、旅行先が海外の場合は、旅行費用の半額まで助成を拡充します。(実費の半額または 9 万円のどちらか高いほうが助成限度額)

(例)旅行先が海外の場合の実費額が 250,000 円の場合は、半額の 125,000 円を補助

(4) 中学校入学準備金の助成の拡充

「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」の支給時期を中学入学後から入学前にするため、中学校入学準備金を整備します。

※ 平成 29 年度は、新中学校 1 年生の児童の保護者に対し、従前のおり入学後に助成します。平成 30 年度に中学校に入学する現在小学校 6 年生の児童の保護者に対して、6 年生在校中の平成 30 年 3 月に助成します。

※ (2),(3),(4)の項目は 4 月に報告済みの内容となります。

2 周知等

平成 29 年度 7 月の受給認定通知にて該当者に通知予定。